

検 定 意 見 書

受理番号 102-108		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 2 表見返		世界地図	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
2	1 - 2 表見返		世界地図及び、160ページ地図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾」、朝鮮半島境界線種、南樺太の塗色)	3-(3)				
3	9	写真4 cap.	「日本の四季」中、「水芭蕉と尾瀬ヶ原(福島県)」、「雪の五箇山(岐阜県)」	不正確である。 (「福島県」、「岐阜県」)	3-(1)				
4	11	図3c ap.	「解説」中、「近代以前は乳児・子ども(小さなおとな)・おとなの3区分だけで、青年期は存在しなかった。P. アリエスの『子どもの誕生』によると、14世紀以前、西欧に「子ども」と	生徒にとって理解し難い表現である。 (ライフサイクルについて)	3-(3)				
			いう言葉はなく、子ども用の服やおもちゃが登場するのは17世紀以降とされる。」						
5	17	16 - 17 左	2019年4月に改正された「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が施行され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2019年4月に改正された」)	3-(3)				
6	17	写真2 cap.	イスラム教徒向けの食事を提供する学生食堂(神田外国語大学)	不正確である。 (「神田外国語大学」)	3-(1)				
7	18	側注1	ゲルマン民族優先思想	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「優先思想」)	3-(3)				
8	19	11 - 12	自国文化を優越的なものに見なして、他国の文化を蔑視するエスノセントリズム(自民族中心主義)が、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「自国」、「他国」)	3-(3)				
9	25	側注2	衝動買いをして後悔をした、…(消費者問題)。また高い地位の人に周りがおもねった結果、権力に歯止めがきかなくなり、組織そのものが崩壊することもある(権力の相互監視)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「消費者問題」、「権力の相互監視」の例)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-108		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	32	35 - 36 左	私は何を知り得るか？	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「知り得るか？」）	3-(3)				
11	37	グラフ 2	1次エネルギー国内供給の推移	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （縦軸の数値）	3-(3)				
12	41	年表3	1946 日本国憲法発布	不正確である。 （「発布」）	3-(1)				
13	48	側注2	かつてはプログラム規定説（憲法の規定のうち、国の政策の運用の指針を示すにとどまる規定であるとする学説）を採用していると考えられていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （生存権規定について）	3-(3)				
14	58	14 - 17 左	それは生まれながらにしてもつ人権ではなく、天皇によって「法律の範囲内」でのみ認められたもので、法律があれば人権を自由に制限できた（法律の留保）。→p. 60	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （60ページ左24-25行「私たちの自由や権利は、法律がなければ制約されないため（法律の留保、→p. 58）」との関連）	3-(3)				
15	61	24 - 26 左	そのため、通常政治が立法活動を多かれ少なかれ止めて臨むことになる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （憲法改正の手続きについて）	3-(3)				
16	61	12 - 14 右	しかも、民法・刑法・商法といった基本的な法律の改正と異なり、法律専門家の意見を事前に聞くしくみもない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （憲法改正の手続きについて）	3-(3)				
17	62	7 左	「p. 50」，及び右14行「p. 50」	誤記である。	3-(2)				
18	68	写真1 cap.	第5次安倍内閣	不正確である。 （「第5次」）	3-(1)				
19	69	9 - 10	関連業界に対して許認可権や行政指導権などの強い権限をもつため、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「行政指導権」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-108		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	70	図3	「イギリスの政治のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解散」)	3-(3)				
21	78	14 - 15	法令にもとづき国の仕事を行う法定受託事務がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国の仕事を行う」)	3-(3)				
22	97	1 - 2 右	『雇用、利子および貨幣の一般理論』 (1937年)	不正確である。 (刊行年について)	3-(1)				
23	104	3 - 5 右	株式を買う(出資する)とは、株主になることによってその会社の一員として一緒に仕事をする、あるいは応援するということだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「その会社の一員として一緒に仕事をする」)	3-(3)				
24	105	図7	「代表的な財務諸表」中、「貸借対照表」と「損益計算書」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (貸借一致について)	3-(3)				
25	118	図3	「金融の循環」中、金融機関と証券市場の間の「⇄」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「⇄」)	3-(3)				
26	118	側注1	預金通貨にはこのほかに定期預金なども含まれる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (預金通貨の範囲について)	3-(3)				
27	120	8 - 10	日銀の最高意思決定機関は日本銀行政策委員会であり、年に8回開催される日銀政策決定会合で金融政策など重要な決定が行われる。 及び、13行目「日銀政策決定会合の	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日銀政策決定会合」)	3-(3)				
			議事要旨公開など、」						
28	120	15 - 19	現在、日本銀行の最も重要な金融政策の手段は公開市場操作(オペレーション)であり、市中の金融機関との間で国債などの有価証券を売買して通貨量(マネーストック)を調整し、政策金	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中央銀行の金融政策とマネーストックとの関係について)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-108		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			利を誘導することなどにより物価や景気に影響を与える。						
29	122	12 - 14	これにより産業の基盤は強化されたが、不足する資金を復興金融公庫による国債発行で調達したため、激しいインフレ（復金インフレ）を招いた。及び、側注2「発行された約7割の国債を日本銀行が引き受けた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「復興金融公庫による国債発行」、「発行された約7割の国債」）	3-(3)				
			債を日本銀行が引き受けた。」						
30	124	2 - 3	1970年代に入り、円の切り下げと変動相場制への移行によって、及び、側注1「それまでの1ドル＝360円の固定相場が1ドル＝308円に切り下げられ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「円の切り下げ」、「1ドル＝308円に切り下げられ」）	3-(3)				
31	125	側注9	2001年の金利の完全自由化まで、日銀の政策金利であった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（金利の自由化、及び公定歩合が政策金利でなくなった時期について）	3-(3)				
32	131	グラフ 4	「2つの食料自給率」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（「2つの食料自給率」、「食料自給率（生産額ベース）」、「食料自給率（カロリーベース）」）	3-(3)				
33	135	図4	「日本の環境政策」中、「循環型社会形成促進基本法」	不正確である。（「循環型社会形成促進基本法」）	3-(1)				
34	143	図	「思考のタネ」中、「●注意すべき点と知っておきたい法律・原則や機関など」の「契約を解約する→特定商取引法など」、「クーリング・オフ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「解約」）	3-(3)				
35	160	側注	接続水域…領海基線より24海里（約44km）	不正確である。	3-(1)				
36	160 - 161		領土をめぐる問題	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。（学習指導要領Bに示す内容の取扱い（3）カ（オ）「固有の領土である…尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げ	2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-108		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				ること。）」		
37	160	4 - 6 左	日本固有の領土である北方領土はロシアに、竹島は韓国にそれぞれ実効支配されており、領有権が問題となっている。 及び、161ページ地図5「(ロシアが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「実効支配」)	3-(3)	
			実効支配)」 及び、年表7「1954 韓国、警備隊が常駐、以後、実効支配。」			
38	160		左6行～右3行「また、…中国・台湾との緊張関係が発生している。」 及び、160ページ地図中「台湾」 及び、161ページ年表8cap.「中国・台湾が領有権を主張しはじめた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾」)	3-(3)	
			及び、年表8「1971 台湾・中国、尖閣諸島の領有を公式に主張。」			
39	161	年表6	1854 日露通好(和親)条約	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1854」)	3-(3)	
40	164	図3	集団安全保障	生徒が誤解するおそれのある図である。 (a～fの関係について)	3-(3)	
41	171	5 - 6	アフガニスタン戦争	相互に矛盾している。 (右下年表では「アフガニスタン攻撃」)	3-(1)	
42	171	7 - 9	2003年には、イラクのフセイン政権が大量破壊兵器を隠していると疑い、国連安保理の決議がないままイラク攻撃にふみ切った(イラク戦争)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国連安保理の決議について)	3-(3)	
43	172	図2	パレスチナ自治区	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヨルダン川西岸地区におけるパレスチナ自治区とイスラエル占領地について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 6 枚目

受理番号 102-108		学校 高等学校	教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
44	175	3 - 4 左	2011年にチュニジアではじまった「アラブの春」をきっかけとして、	不正確である。 （「2011年」）	3-(1)
45	177	14 - 16	1996年には、国際司法裁判所（ICJ）が「核兵器の使用・威嚇は武力紛争に適用される国際法に違反する」との勧告的意見をだした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国際司法裁判所の勧告について）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-109		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	10	上囲み	「2022年4月に、成年年齢（→p. 73）が18歳に引き下げられた。」及び、73ページ囲み5中、「2022年4月から18歳に引き下げられた。」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
2	17	図5	「演繹法のイメージ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (推理の例と結論の関係)	3-(3)				
3	26	囲み3	「もののあはれ」中、引用	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)				
4	27	1 - 2	本居宣長は儒教から生み出される「漢意」を捨て、日本の古の思想に戻ろうとした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「儒教から生み出される「漢意」」)	3-(3)				
5	27	19 - 21	このように「日本」は、初めから自然にあるものではなく、まれびとという外から到来する他者を手厚くもてなす歓待の態度をもって外国の言葉や考えを取り入れることで、成立してきたと	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ3-18行目までの内容との関係)	3-(3)				
			いえるだろう。						
6	31	写真3 cap.	教育基本法(→p. 74, 225)では、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と定めている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (教育基本法第15条の内容)	3-(3)				
7	32	図2c ap.	「『ソクラテスの死』」中、「ソクラテスは、「国家の神を認めず、若者たちを腐敗、墮落させた」として告発され、死刑を宣告された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国家の神」)	3-(3)				
8	39	図4	第二原理→格差の是正	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ロールズの「公正としての正義」の第二原理)	3-(3)				
9	47	表5	「普通選挙の拡大」中、「45 日本」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述が十分ではない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-109		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	49	22 - 23 左	いずれも、民主主義が何よりも重視する人民主権を避ける姿勢である。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
11	54	表3	「表現の自由に関する主な訴訟」中、「86 北方ジャーナル事件」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (当該記述は、表の注記「※人格権と関係するものを除く」に該当しない。)	3-(3)				
12	62	図3	「日本における条約発効までの流れ」中、「他国間の場合」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「他国間」)	3-(3)				
13	79	図3c ap.	「契約が解除できる場面」中、「法律が適用される場合も、売り手の親切心によって解除できる場合も契約自由の原則の例外にあたる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「売り手の親切心によって解除できる場合も契約自由の原則の例外にあたる」)	3-(3)				
14	81	6 - 7	民法では、買った家などに隠れた重大な欠陥があれば、売手が責任を負うように定められている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「隠れた重大な欠陥」)	3-(3)				
15	85	7 - 9	罷免の手続きは、…裁判所が免官や懲戒に関して行う分限裁判、…などに限られる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (裁判官が懲戒によって罷免されることがあるかのように誤解するおそれがある。)	3-(3)				
16	96	図9	「イギリスの政治体制」中、「※イングランドの制度」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イギリスの政治体制」について誤解するおそれがある。)	3-(3)				
17	117	19 - 20	70年代以降、中国と台湾が領有権を主張し始めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾」)	3-(3)				
18	131	9 - 10	アフガニスタン戦争及び、上年表中、「アフガニスタン戦争」	相互に矛盾している。 (125ページ図4では、「アフガニスタン軍事作戦(2001年～)」)	3-(1)				
19	145	表6	「貸借対照表の例」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (貸借一致について)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 102-109		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	149	図5	「信用創造のしくみ」	生徒にとって理解し難い図である。 (「通帳」, 及び信用創造のしくみの説明)	3-(3)	
21	154	16 - 20	1965年度に赤字に転落して以降, 赤字を埋め合わせる国債の発行が続いている。当初は財政法で例外的に認められている, 公共事業の支出に限られた建設国債のみの発行であった。しかし,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦後の赤字国債の発行時期について)	3-(3)	
			75年には建設国債だけでなく, 財政法では禁じられ特例措置が必要な特例国債(赤字国債)の発行が始まった。			
22	161	写真4 cap.	「活況を呈する東京証券取引所」中, 「1989年には, 株価が3万9000円台に迫り, 最高値を更新した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「株価」)	3-(3)	
23	186	資料1 cap.	「和食の例(左)と日本の食料自給率(上)」中, 「日本の食料自給率」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「日本の食料自給率」, 及び計算方法について)	3-(3)	
24	188	11 - 14 左	第一次所得収支は, 海外に保有する資産からの利子・配当支払いや海外に進出した企業の収益が反映されており, 近年は大幅な黒字傾向にある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第一次所得収支における利子・配当と黒字傾向の関係について)	3-(3)	
25	208	右囲み	グラフ「●主な国の発電エネルギー」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (オレンジ色の部分が指し示すもの)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-110		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 ③	表2	「民法が定める契約の無効、取り消し」中、「詐欺や脅迫による契約」及び、81ページ12-13行「④詐欺や脅迫によって結ばされた契約」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「脅迫」）	3-(3)	
2	表見返 ③	表3 cap.	(消費庁資料) 及び、図4「消費者契約法で取り消しができるおもな事例（消費庁資料）」	脱字である。 （「消費庁」）	3-(2)	
3	表見返 ③	図4 cap.	消費者契約法は、事業者の不当な勧誘による契約の取り消しと、消費者の権利を不当に害する契約条件の無効を定めている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「消費者の権利を不当に害する契約条件」）	3-(3)	
4	7	7 - 9	法的には、18歳になれば選挙権などの権利が与えられるなど、成人として認められるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「成人として認められるようになった。」）	3-(3)	
5	17	側注1	ニートは、通学も就職も職業訓練を受けることもせず、働く意志がない者のことで、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ニートの定義）	3-(3)	
6	23	図3	「イスラームの基本的教義」中、「①信仰告白……「アッラーにおいて神はなく、」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「アッラーにおいて神はなく」）	3-(3)	
7	24	側注1	「公正」中、「これらは、価値中立的な説明概念であるが、さらに「公共」では、選択・判断する際の価値概念としての意味が追加される。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「価値中立的な説明概念」としての「公正」と「選択・判断する際の価値概念」としての「公正」の対比）	3-(3)	
8	29	8	→p. 29図1	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「p. 29」）	3-(3)	
9	30	脚注	「カントの『永久平和のために』」中、「現在の国際連合（国連）にもつながるのものである。」	誤記である。 （「つながるのもの」）	3-(2)	
10	37	上囲み	国民の年間所得の中央値である50%に満たない所得水準の人々のことを相対的貧困とよぶが、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「国民の年間所得の中央値である50%」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 102-110		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	52	図4	「イギリスの政治機構」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解散」)	3-(3)				
12	54	図8	「大統領がいる国の政治制度の比較」中、「ロシア／大統領・任期／6年（連続3選禁止）」	不正確である。 (「連続3選禁止」)	3-(1)				
13	66	図5 cap.	「身柄拘束と刑事手続きの流れ」中、「2016年からは、…取り調べの可視化(→p. 91)がはじまった。」及び、91ページ写真12「取り調べの可視化のようす」中、「2016年から、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (取り調べの可視化が、2016年からはじまったかのように誤解するおそれがある。)	3-(3)				
			…取り調べの可視化が始まった。」						
14	74	左下囲み	「判例 朝日訴訟と堀木訴訟～生存権」中、「憲法第25条の規定は、国の政策上の指針(プログラム規定)にとどまらず、法としての効力をもっているのである。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲法第25条の規定について誤解するおそれがある。)	3-(3)				
15	84	1-5	これは、国から認定を受けた適格消費者団体が、消費者に代わって企業の不当な行為を差し止める訴訟を起こす制度で、消費者被害の発生や拡大防止を目的としている。企業の不当な行為と	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (消費者団体訴訟制度が適用される法律について)	3-(3)				
			は、強引な勧誘や不当な契約、誤った内容の表示など、消費者契約法や特定商取引法、景品表示法に違反する行為が対象となる。						
16	87	表2 cap.	「違憲判決の事例」中、「行政機関の処分や裁判の取り消しを求める訴訟では、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「裁判」)	3-(3)				
17	113	9	内閣人事局が内閣府に設置された。	不正確である。 (「内閣府に設置された。」)	3-(1)				
18	118	写真1 cap.	(2016年、熊本県益城(ますき)町)	不正確である。 (「益城(ますき)町」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-110		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	124	12	南シナ海の実効支配を続けている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「実効支配」）	3-(3)	
20	124	写真3 cap.	「板門店の休戦ライン」中、「北緯38度線の休戦ライン（軍事国境線）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「軍事国境線」）	3-(3)	
21	129	20	国連憲章第7条	不正確である。 （「第7条」）	3-(1)	
22	133	7	これを解釈改憲という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「解釈改憲」）	3-(3)	
23	134	側注1	「存立危機事態」中、「個別的自衛権および集団的自衛権の行使の前提条件となる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「個別的自衛権…の行使の前提条件となる。」）	3-(3)	
24	138	図8	「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）決定以降の日米同盟の変遷」中、「2015年～／世界の動き／南シナ海問題（中国とベトナムの領有権問題，→p.124）」	相互に矛盾している。 （124ページ5-8行目では、「南沙諸島は…中国，ベトナム，フィリピン，マレーシアなどが領有権を主張している。」）	3-(1)	
25	144	上囲み	「「囚人のジレンマ」から考える核軍縮」中，表	生徒にとって理解し難い表である。 （利得表になっていないため，選択の意味が理解し難い。）	3-(3)	
26	151	4 - 6	難民は，…必要最低限の生活水準が満たされていない絶対的貧困から逃れるためなど，やむを得ないさまざまな事情で自国を離れ，他国に移動してきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （側注2「難民条約」では，「この条約は，難民とは…と定義しており，国内避難民や経済難民は含んでいない。」と記述されている。）	3-(3)	
27	151	図7	「先進国における難民の保護」	生徒にとって理解し難い表現である。 （グラフ中「（ ）内数字」の単位がない。）	3-(3)	
28	160	図2	家計から企業への矢印「労働力，投資，資本」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「投資，資本」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-110		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	163	表4	「公務員の労働基本権」中、「国営・地方公営企業の職員」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国営…企業の職員」）	3-(3)	
30	163 - 164	22 - 3	ただし、日本では公務員や公共企業体の職員に対して、職務の公共的性格上、国家公務員法・地方公務員法などによって、労働三権に一定の制約が加えられている。そのため、代償処置とし	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （人事院の管轄する範囲について）	3-(3)	
			て、公務員の給与水準を民間準拠とすることを基本として人事院が国会や内閣に勧告をおこなう人事院勧告制度がある。			
31	168	グラフ 4	「1時間あたりの年齢雇用形態別賃金」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
32	172	グラフ 6	「AIの導入・普及がもたらす雇用への影響」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
33	178	表1 cap.	「損益計算書」中、「会社の一定期間における費目別の収益を費用を表示し、」	誤記である。 （「収益を費用」）	3-(2)	
34	180	上囲み	労働基準法では、仕事が天候に左右される農林漁業者は、労働時間、休憩、休日に関する規定が除外される。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「農林漁業者」）	3-(3)	
35	181	表5	「おもな国の食料自給率」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （品目別自給率と総合食料自給率の計算方法について）	3-(3)	
36	197	8 - 11	公害のなかでも、大気汚染防止のための規制手法として、当初は事業所ごとに排出物の濃度に基準を設け、それを守らせる濃度規制がとられていた。しかし、より効果的に汚染防止を進める	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （濃度規制や総量規制の対象となる公害について）	3-(3)	
			ために、地域ごとに排出総量の制限を設ける総量規制もとられている。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-110		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
37	200	21 - 22	一国全体の財やサービスの価格を、一般的に物価とよぶ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (物価の説明について)	3-(3)				
38	212	4 - 11 左	公債の発行を原則禁止してきた。しかし、政府は、1966年以降、建設される公共施設が後世にも残って国民が利用できる場合、経費を公費で賄うことができるとして、建設公債(建設国債)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦後の赤字国債の発行時期について)	3-(3)				
			を発行するようになった。さらに、第1次石油危機の後、租税収入が減少し、1975年以降は財政収支を補填するための特例公債(赤字国債)を発行している。						
39	220	下囲み	持続可能な財税と	誤記である。 (「財税」)	3-(2)				
40	226	グラフ 1	「海外旅行者数の推移」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「海外旅行者数」)	3-(3)				
41	229	11 - 13	経常収支が大幅な赤字となり、金の流出が続いた(ドル危機)。1971年には、アメリカは金とドルの交換を停止した(ニクソン・ショック)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (経常収支が赤字になった時期について)	3-(3)				
42	239	側注4	「リスボン条約」中、「欧州理事会に常任議長(EU大統領)と、外務・安全保障政策上級代表(EU外相)が置かれた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (外務・安全保障政策上級代表の説明について)	3-(3)				
43	246	3 - 5	ベトナムは、豊富な労働力や市場の将来性もあり、東南アジアで随一の経済成長率を記録している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ベトナムの経済成長率の位置づけについて)	3-(3)				
44	251	側注5	「地球温暖化防止京都会議」中、「2012年までに1990年と比べ、先進国全体で-5.2%…の温室効果ガス削減目標が設定された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2012年までに」)	3-(3)				
45	255	図4	「食品のバーチャルウォーター量」中、「牛肉100g, 20,600L」	不正確である。 (「20,600L」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 6 枚目

受理番号 102-110		学校 高等学校	教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
46	255	側注3	「バイオマス・エネルギー」中、「植物をエネルギー源とするもので」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「植物」)	3-(3)
47	280	図2	「演繹法」中、「個別的事実」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「事実」)	3-(3)
48	281	14 - 15 左	労働者を開放する科学的社会主義の立場をとった。	誤記である。 (「開放」)	3-(2)
49	裏見返		「世界の国々」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ロシア連邦の塗色について)	3-(3)
50	裏見返		「世界の国々」	最新のものを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。 (「2020年2月末現在」)	2-(11)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-111		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	16	写真1	「節分」の写真	生徒にとって理解し難い写真である。 (写真上にアルファベットが映っている。)	3-(3)				
2	19	左下囲み	④露出：ムスリムの女性は家族以外への肌の露出を避けるため、ビジャブという布によって顔や髪を隠している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ビジャブ」, 「顔」)	3-(3)				
3	24	側注1	これらは価値中立的な説明概念であるが、さらに「公共」では、選択・判断する際の価値概念としての「公正」の意味が追加されている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「価値中立的な説明概念」としての「公正」と「選択・判断する際の価値概念としての「公正」」の対比)	3-(3)				
4	30	脚注	「ソーシャルインクルージョンの取り組み」中、「弱者のためのみでなく、すべての人に利便性がもたらされることを追求する動きが進んでいる。たとえば、アメリカの航空会社では赤ちゃんが泣いた時、同乗する顧客に一律の割引を適用する取り組みがある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ソーシャルインクルージョンの取り組み」の説明)	3-(3)				
5	38	図2	「イギリスの政治機構」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解散」)	3-(3)				
6	44	写真2 cap.	(2020年5月施行予定)	不正確である。 (「5月施行予定」)	3-(1)				
7	52	脚注	「ウボポイ(民族共生象徴空間)」中、「2020年4月開設予定」	不正確である。 (「2020年4月開設予定」)	3-(1)				
8	54	左囲み	「判例アプローチ」中、「憲法第25条の規定は、国の政策上の指針(プログラム規定)にとどまらず、法としての効力をもっているのである。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲法25条について)	3-(3)				
9	61	側注2	キャッチセールスや訪問販売など、強引な販売方法で希望しない契約をしてしまった時、契約書面を受け取ってから一定の期間中は無条件で解約できる制度。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解約」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-111		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	63	表3c ap.	「違憲判決の事例」中、「行政機関の処分や採決の取り消しを求める訴訟に関して、」	誤記である。 (「採決」)	3-(2)	
11	67	表3	「民事裁判とADRとの比較」中、「ADR費用」の「原則として弁護士費用は不要」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ADRで必要な費用について)	3-(3)	
12	74	グラフ4	「両議院の政党別議席数」中、参議院	不正確である。 (定数と議員数が一致しない)	3-(1)	
13	87	1-3	17世紀のヨーロッパで主権国家によって構成される国際社会の枠組みが確立されて以降、グロティウスらを中心に、国際法を発展させる機運が加速した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列について)	3-(3)	
14	89	図4	「日本の領域および排他的経済水域 (EEZ)」中、千島列島北部の地図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ図6と相違している)	3-(3)	
15	89	図4	「日本の領域および排他的経済水域 (EEZ)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (朝鮮半島の軍事境界線)	3-(3)	
16	97	上囲み	「「囚人のジレンマ」から考える核軍縮」中、表	生徒にとって理解し難い表である。 (利得表になっていないため、選択の意味が理解し難い。)	3-(3)	
17	112	表3	「公務員の労働基本権」中、「国営・地方公営企業の職員」	不正確である。 (「国営…企業の職員」)	3-(1)	
18	118	9	インフレにおそわれた③。	誤植である。 (「③」)	3-(2)	
19	124	図3	「企業の分類」中、「国営企業」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の日本における国営企業の存在について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-111		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	128	グラフ 2	「各国の食料自給率」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「各国の食料自給率」, 及び計算方法)	3-(3)				
21	138 - 139	18 - 2	大気汚染に対しては, 汚染物質の総排出量に制限を設ける総量規制と, 総排出量に対する汚染物質の割合(濃度)で規制する濃度規制がおこなわれ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (総量規制と濃度規制の対象となる公害について)	3-(3)				
22	143	右上囲 み	「TOPIC 本当の豊かさとは?」中, 「また, アジアのブータンでは, …国民総幸福量(GNH)を経済指標の中心にすえている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民総幸福量(GNH)の説明について)	3-(3)				
23	145	12 - 13	(2)預金準備率操作 日本銀行が市中銀行に預金準備金として預けさせる割合(預金準備率)を変更して, 貸し出し額をコントロールする。 及び, 図5同ページ「日本銀行の金融政策」中, 「預金準備率操作」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の日本の金融政策における預金準備率操作の位置づけについて)	3-(3)				
24	145	20 - 21	市中金融機関が日本銀行に預けている当座預金の金利に対して手数料を課すマイナス金利導入など	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マイナス金利が適用される範囲)	3-(3)				
25	167	側注2	欧州理事会に「常任議長(EU大統領)」や「外務安全保障政策上級代表(EU外相)」のポストが設置され, EUの対外政策の一元化が可能になった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (外務安全保障政策上級代表の説明について)	3-(3)				
26	174	グラフ 3	「発電コストの比較」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)				
27	198	図1	「論証の方法」中, 「演繹法」の「個別的事実」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「事実」)	3-(3)				
28	裏見返 ⑤	中図	世界地図中, 台湾	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-111	学校 高等学校	教科 公民	種目 公共	学年
--------------	---------	-------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
29	裏見返 ⑦⑧		「世界の国々」	最新のものを用いておらず，学習上の支障を生ずるおそれがある。 (「2020年2月末現在」)	2-(11)
30	裏見返 ⑦⑧		「世界の国々」	生徒にとって理解し難い図である。 (ロシア連邦の塗色，「スワジランド」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-112		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 2 表見返		「今日の世界」	地図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
2	2 表見返		朝鮮半島境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)				
3	9	囲み5	2017年成立の災害対策基本法	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2017年成立」)	3-(3)				
4	13	図4	年齢による法律上の制限(2022年現在)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「2022年現在」)	3-(3)				
5	14	図2	内閣府『我が国と諸外国の若者の意識に関する調査』(29ページ図3も同様)	グラフは、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
6	24	図1	一遍上人語録	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一遍の主著)	3-(3)				
7	28	資料3	「新造語」中、「演説 賛成 討論」、「借用語」中、「美」、「転用語」中、「時間」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (分類)	3-(3)				
8	41	上囲み	フーコー(1926～98年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「98年」)	3-(3)				
9	41	右下囲み	「キング(1929～68年)」中、「黒人差別の強いアラバマ州の牧師ととなり、」	誤記である。 (「ととなり、」)	3-(2)				
10	43	図1	「論理の構造」中、「①ならば②である。②を求めるから、①を採用する。」の説明としての図「①≤②」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (①≤②)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-112		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	45	下囲み	「+補足」中，「明文化されたルールによる強制はは最小限ですむかもしれない。」	誤記である。 (「強制はは」)	3-(2)	
12	78	側注7	他国への武力攻撃に対しても，それを自国の安全を危うくするものとみなして反撃する権利を集団的自衛権という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (集団的自衛権について)	3-(3)	
13	85	16	刑事賠償法	不正確である。 (「刑事賠償法」)	3-(1)	
14	86	17 - 19	2003年には個人情報保護法が制定され，大量の個人情報を扱う事業者に対して，請求者が開示，訂正，利用停止などを求められるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2015年の同法の改正内容に触れていない。)	3-(3)	
15	93	図3	「衆議院と参議院」，及び107ページ8-9行「参議院では，…合計248名を選出する。」	不正確である。 (「248名」，「148名」，「100名」)	3-(1)	
16	98 - 99		「法の種類と法律の読み方」，及び「法の意義と役割」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(3)カ(エ)「アの(ア)の「法の規範の意義及び役割」については，法や道德などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや，法の役割の限界についても扱うこと。)」	1-(3)	
17	102	図1	決定の失効(調停成立と同じ効力)	誤りである。 (「調停成立と同じ効力」)	3-(1)	
18	122	図1	「企業の種類」中，「国営企業」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の日本における国営企業の存在について)	3-(3)	
19	127		「CLOSE-UP⑬ デフレーションを需要供給曲線で考えると？」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (デフレーションを需要供給曲線で説明することについて)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-112		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	141	下囲み	「point」中、「日本銀行の金融政策には、公開市場操作と預金準備率操作がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の日本の金融政策における預金準備率操作の位置づけについて)	3-(3)	
21	149	図2	「アメリカ大統領(1945年以降)」中、「トルーマン(共和党)」	不正確である。 (「共和党」)	3-(1)	
22	153	図5	「主な国の食料自給率の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「食料自給率」)	3-(3)	
23	157	4 - 5	なお、2020年4月より、債権に関する規定を大幅に改正した民法が施行される予定である。 及び、同ページ側注5「2020年4月より施行される改正民法では」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (改正された民法の施行の現状)	3-(3)	
24	176		「国際緊急援助法とPKO協法力」中、「1992年に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(PKO協法力)」が施行されてからは、…諸外国軍隊に対する支援活動の実施について	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際緊急援助隊法とPKO協法力との関係について)	3-(3)	
			定めている。」			
25	179	図4	「アジア地域の領土問題」中、「尖閣諸島」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (尖閣諸島に関して領土問題が存在するかのような誤解のおそれ)	3-(3)	
26	182	側注3	そこで1950年の総会で、アメリカなどの提案により「平和のための結集」決議が採択され、…ただし、この措置に基づいて軍事措置がとられたのは朝鮮戦争の例しかない。	不正確である。 (「平和のための結集」決議と朝鮮戦争の例との関係)	3-(1)	
27	186 - 187		「CLOSE-UP [®] 日本の領土をめぐる情勢」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「竹島…に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していること…などを取り上げること。」)	2-(1)	
28	187	10 - 17	尖閣諸島とは、…それ以降、日本が有効に支配している。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「固有の領土である…尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-112		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
29	187	14	中国や台湾も領有権を主張するようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾」)	3-(3)				
30	203	2	約250万円以下	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1日あたりの収入と誤解するおそれ)	3-(3)				
31	208	10 - 12	なお、計算上は、経常収支+資本収支-金融収支=0になるはずであるが、統計上の誤差などにより0にはならないので、誤差脱漏によって調整されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「資本収支」)	3-(3)				
32	209	図1	「円相場の推移」中、「11年ギリシャ危機」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「11年」)	3-(3)				
33	214	側注2	2007年に調印されたリスボン条約では、…欧州理事会にEU大統領の職が新設された。	相互に矛盾している。 (68ページ右9-10行では「欧州理事会常任議長」)	3-(1)				
34	裏見返		1964 4 GATT8条国に移行。	誤りである。 (「GATT」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-113		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 2 表見返		「今日の世界」	地図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
2	2 表見返		朝鮮半島境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)				
3	11	囲み5	2017年成立の災害対策基本法	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2017年成立」)	3-(3)				
4	14	図1	「小さな大人」図版	生徒が誤解するおそれのある図版である。 (アリエスの「小さな大人」についての理解)	3-(3)				
5	14	表2	(2022年現在)	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
6	19	囲み6	「心を尽くし、精神を尽くし、思いを 尽くし、力を尽くして、あなたの神で ある主を愛しなさい。」(『新約聖書』 「マタイによる福音書」)	不正確である。 (「マタイによる福音書」)	3-(1)				
7	20	図1	一遍上人語録	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一遍の主著)	3-(3)				
8	21	図2	荷田春満(かだのあずままち)	不正確である。 (「あずままち」)	3-(1)				
9	21	側注3	「新造語」中、「演説 賛成 討論」 、「借用語」中、「美」、「転用語」 中、「時間」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (分類)	3-(3)				
10	25	1 - 8	「男女共同参画社会の実現」中、「私 たちの暮らす現代社会は、…家族・職 場・地域社会でお互いを認め合い尊重 することが求められている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「男女共同参画社会基本法」施行に至る背景)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-113		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	34	側注4	「内的制裁」中、「具体的には、「自分のしてほしいように他の人に施せ」という、キリスト教の隣人愛を示した。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「内的制裁」と「隣人愛」の関係)	3-(3)				
12	36	図1	「(神の死)自然」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「(神の死)」)	3-(3)				
13	73	15 - 16	刑事賠償法	不正確である。 (「刑事賠償法」)	3-(1)				
14	74	17 - 19	2003年には個人情報保護法が制定され、大量の個人情報を扱う事業者に対して、請求者が開示、訂正、利用停止などを求められるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2015年の同法の改正内容に触れていない。)	3-(3)				
15	76	図2	「衆議院と参議院」中、「参議院/定員248名(選挙区選出 148名 比例代表選出 100名)」	不正確である。 (「248名」, 「148名」, 「100名」)	3-(1)				
16	77	図3	法律が制定されるまで	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (衆議院が先議の場合であることが示されていない。)	3-(3)				
17	82	1	2022年4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられた。 及び、90ページ左囲み「Note 未成年者の契約」中、「18歳未満の未成年者」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
18	104	写真1	左：戦後初の衆議院総選挙ではじめて投票する女性(1947年)	不正確である。 (「戦後初の衆議院総選挙…(1947年)」)	3-(1)				
19	105	6 - 8	参議院の選挙区からは146名、比例代表(非拘束名簿式比例代表制)からは96名、合計242名が選ばれる(3年ごとに半数を改選)。	不正確である。 (「146名」, 「96名」, 「242名」)	3-(1)				
20	108	図1	地方行政のしくみ	生徒にとって理解し難い図である。 (「拒否権・解散権」の点線、「条例の制定」の矢印)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-113		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	119	図3	「冷戦下で分断された国々」中，「1948年南北朝鮮の成立」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)	
22	120	脚注	「メモ」中，「他に経済難民や環境難民も存在する。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (138ページ側注「Note 難民」では，難民条約における難民の定義にふれ，「いわゆる経済難民や環境難民は，この定義に含まれない。」と記述されている。)	3-(3)	
23	123	1 - 9 左	「竹島問題」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして，扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「竹島…に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していること…などを取り上げること。)	2-(1)	
24	123	10 - 17 左	「尖閣諸島をめぐる情勢」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして，扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「固有の領土である…尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。)	2-(1)	
25	123	14 - 15 左	中国や台湾も領有権を主張するようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾」)	3-(3)	
26	123	右下囲み	しかし，日本は国土の面積が世界で61番目の広さであるのに対し排他的経済水域全体では世界第8位になる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (排他的経済水域の面積について)	3-(3)	
27	124	右図	「アジアの領土問題で解決された事例はどのようなものか？」に付された地図「アジア地域の領土をめぐる情勢」中，「尖閣諸島」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (尖閣諸島に関して，領土問題が存在するかのよう に誤解するおそれがある。)	3-(3)	
28	126	左囲み	「比較 自衛権」中，「他国への武力攻撃に対しても，それを自国の安全を危うくするものとみなして反撃する権利を集団的自衛権という。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (集団的自衛権について)	3-(3)	
29	138	グラフ 1	「難民数の推移(左)と地域別難民の割合(右)」cap. 中，「国内避難民などを含む。」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (難民数の推移について，誤解するおそれがある。)	3-(3)	
30	142	5	日本に貨幣が登場したのは奈良時代。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本に貨幣が登場した時期について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-113		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
31	143	4 - 5 右	ハイブリッドやEV（電気自動車）、水素カー実用化	生徒にとって理解し難い表現である。 （「ハイブリッド」）	3-(3)				
32	147	図3	「代表取締役 社長専務・常務など」	誤記である。 （「代表取締役 社長専務」）	3-(2)				
33	150	2 - 4 右	1955年ころから1973年までの間、実質経済成長率が年平均10%を超える高度経済成長を実現した1956年の『経済白書』には「もはや戦後ではない」と記された。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
34	160	囲み	「セクシュアルハラスメント」及び、「妊娠・出産・育児休業等ハラスメント」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
35	161	下グラフ	「パワーハラスメントが発生している職場の特徴」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
36	163	グラフ4	「カボチャの卸売数量と卸売価格の変化」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （カボチャの卸売価格の単位）	3-(3)				
37	164	19 - 26	「デフレーションを需給曲線で考えると？」（全体）	相互の関連が適切でない。 （本ページの主題と整合しない内容である。）	2-(12)				
38	169	16	そして、2016年にはマイナス金利政策を導入した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （マイナス金利政策の内容について）	3-(3)				
39	176	表2	「日本公害問題のあゆみ」中、「2013最高裁、水俣病患者を初の認定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「最高裁、水俣病患者を初の認定」）	3-(3)				
40	177	側注2	「都市・生活型公害」中、「ハイテク産業で製造される半導体などを洗浄するために使用する溶剤に有害なものがあり、地下水汚染を引き起こすなどの例がある。IT公害とよばれることもあ	生徒にとって理解し難い表現である。 （側注の表題に対する記述内容について）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-113		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			る。」			
41	184	7 - 9	各国が、他の国より割安に生産できる商品の生産に特化し、それを輸出し、他の国より割高にしか生産できない商品を輸入すれば、世界全体の生産量が増え、それぞれの国も豊かになる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (比較生産費説の説明について)	3-(3)	
42	185	図3	「円相場の推移」中、「11年ギリシャ危機」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「11年」)	3-(3)	
43	187	9 右	経常収支+資本収支-金融収支=0	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「資本収支」)	3-(3)	
44	187	下表	「日本の国際収支」中、「貿易・サービス収支」及び「貿易収支」、「サービス収支」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (表の各項目の書き方について)	3-(3)	
45	192	側注1	欧州理事会にEU大統領の職が新設された。	相互に矛盾している。 (80ページ左28-29行では「欧州理事会常任議長」)	3-(1)	
46	195	資料2 , 資料 3	「DAC加盟国のODA援助額」及び「主要援助国のODA実績の推移」	生徒にとって理解し難い表, グラフである。 (ODAの実績額について)	3-(3)	
47	204	写真1 cap.	新型コロナウイルスの流行により品薄になったドラッグストア(2020年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「新型コロナウイルス」)	3-(3)	
48	裏見返 4		1964 4 GATT8条国に移行。	誤りである。 (「GATT」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-114		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 2 表見返		「世界の国々とその結合」	地図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
2	1 表見返		朝鮮半島境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)				
3	21	表2	「仏教」の「教え」中、「集諦(しゅうたい)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「しゅうたい」)	3-(3)				
4	55 - 196		「第2部 自立した主体として社会に参画する私たち」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(3)カ(キ)「その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。」)	1-(3)				
5	63	側注4	地方公共団体が国の委託を受けて行う法定受託事務の二つになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「委託を受けて行う」)	3-(3)				
6	72	図1	「イギリスの政治のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解散」)	3-(3)				
7	94	18	未成年者(18歳未満の人)及び、95ページ4行「18歳以上の成年ではあるが」及び、同ページ表2「さまざまな権利が認められる年齢」中、「18歳 親	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (成年年齢の18歳への引き下げについて)	3-(3)				
			の同意なく契約できる」						
8	128	14 - 16	現金通貨と預金通貨の合計量はマネーストック(通貨残高)とよばれ、中央銀行はその量を調節することで経済全体に影響をあたえることができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中央銀行の金融政策とマネーストックの関係について)	3-(3)				
9	131	図3	「金融政策」中、「預金準備率操作」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の日本の金融政策における預金準備率操作の位置づけについて)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-114		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	147	13	「視点1〈自己実現〉のために求められる学びとは？」中、「教育訓練給付金制度」	不正確である。 （「教育訓練給付金制度」）	3-(1)				
11	155	グラフ 7	「労働組合の組織率の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 （1950年と1960年の間の省略記号）	3-(3)				
12	162	写真3 cap.	東島[手前]と西島	不正確である。 （「東島」，「西島」）	3-(1)				
13	163	下囲み	「尖閣諸島をめぐる問題」中、「中国，台湾が領有権を主張するようになった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「台湾」）	3-(3)				
14	165	8 - 9	他方，武力攻撃を容認する安全保障理事会決議のないまま行われたアメリカを中心とするイラク攻撃では及び，171ページ左16-18行「2003年には安全保障理事会の武力決議なしに	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国連決議について）	3-(3)				
			，米英軍などによるイラク攻撃（イラク戦争）が行われた。」及び，172ページ10-13行「また，2003年には…武力攻撃を容認する安全保障理事会の決議がないなかで米英軍						
			などがイラク攻撃（イラク戦争）を行った。」						
15	170	表	「第二次世界大戦後の国際政治の動きと日本」中、「71 中国の国連復帰決定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「復帰」）	3-(3)				
16	177	15 - 16	帰国後に迫害の恐れがある場合は送還してはならない（ノン・ルフールマンの原則）。	不正確である。 （ノン・ルフールマンの原則について）	3-(1)				
17	189	表	「国際通貨制度の変遷と円相場および貿易額の推移」中、「18・3 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定署名（11か国）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （協定の名称について）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 102-115		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 2 表見返		世界の国々と結びつき	地図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
2	1 - 2 表見返		「地図の色分け」によるトルコの塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (トルコの領域について)	3-(3)				
3	2 表見返		朝鮮半島の軍事境界線 及び、85ページ右上図中、朝鮮半島の軍事境界線	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)				
4	11	7 - 8	第一原理は「政治的自由、表現の自由、参政権などの基本的自由はすべての人へ平等に分配される」とう自由原理である。	誤記である。 (「とう」)	3-(2)				
5	21	19 - 20	「「すべての理性的存在者は、自分や他人を単に手段として扱ってはならず、常に同時に目的自体として扱わねばならない」(カント『実践理性批判』)」	不正確である。 (『実践理性批判』)	3-(1)				
6	26	25 - 26	この問題における人間の「義務」と何か	脱字である。 (「「義務」と何か」)	3-(2)				
7	35	下囲み	「02 人権の歴史」中、「フランス人権宣言 1789年」左の絵	生徒が誤解するおそれのある図である。 (1789年のフランス革命を主題とする絵画であるかのように誤解するおそれがある。)	3-(3)				
8	36	表	「01 大日本帝国憲法と日本国憲法の比較」中、「大日本帝国憲法／天皇／元首、統帥権を総攬」	不正確である。 (「統帥権」)	3-(1)				
9	43	33	喫近の課題である。	誤記である。 (「喫近」)	3-(2)				
10	47	下囲み	「04 法の分類」中、「民法により被害者への損害賠償が科される場合もある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「損害賠償が科される」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-115		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	51	側注6	特に国会議員の女性比率は、2019年現在で24.3%にとどまり、世界的に見ても193か国中165位、G20諸国では最下位であり、問題とされている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (わが国の国会議員の女性比率について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
12	52	20 - 21	2022年から、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約ができるようになった。 及び、53ページ下囲み「03 18歳成年と契約」中、「2022年より、成年年	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
			齢が20歳から18歳に引き下げられた。 」及び、57ページ7-13目「これは、民法が、意思能力が十分でない18歳未満の者を…不利益な契約から保護しようとするためである。…法的主体とし			
			ては上記のような理由により18歳以上から意思能力を認めるとされている。 」及び、62ページ下囲み「18歳成年と少年法」中、「2022年より始まった18歳成年に対応して、少年法の適用年			
			齢の引き下げも検討されている。」			
13	53	囲み	「02 キャンセルできる契約」中、「偽物を買わされた場合、購入者は必ずしも商品に関して正確な情報をもっていないため、契約をキャンセルできる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「キャンセル」)	3-(3)	
14	53	囲み	「02 キャンセルできる契約」中、「クーリング・オフの対象となり、契約日から8日間の間にキャンセルすることができる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「キャンセル」)	3-(3)	
15	57	17 - 18	たとえば、あなたが売買契約を結び、商品の代金を支払ったにも関わらず、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「にも関わらず」)	3-(3)	
16	66	左囲み	「COLUMN 冤罪はなぜ生まれるのか」中、「2018年より取り調べの一部が可視化されるようになった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (取り調べの可視化開始の年次について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
17	72	15 - 17	国政レベルでいえば、裁判員法が定める裁判員制度…直接民主主義の制度である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (裁判員制度について誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-115		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	72	24 - 27	ただし、…「一票の格差」が解消されていないなど、課題も残っている。そのため、日本の選挙制度では、候補者に投票する選挙区制と政党に投票する比例代表制が併用されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「そのため」)	3-(3)	
19	75	上図	「01 日本の政党」中、「2020年3月現在で政党要件を満たしている政党」の塗色	不正確である。 (「自由党」, 「希望の党」)	3-(1)	
20	81	下囲み	「COLUMN 住民投票で示される民意」地図中、「吉野川可動堰／徳島県徳島市(2001.1)」	不正確である。 (「2001.1」)	3-(1)	
21	83	右囲み	「COLUMN スイスでは年に数回、国民投票が行われている」中、「たとえば2019年5月の国民投票では、環境保護団体が提起した「バーゼル市の巨大水族館建設の是非」が、国民投票にかけ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国家レベルの国民投票であると誤解するおそれがある。)	3-(3)	
			られ、反対55%で建設の中止が決定した。」			
22	84	7	中世ヨーロッパの絶対王政	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
23	84	25	国際海洋法条約	相互に矛盾している。 (85ページ上囲み「01 日本の領域と排他的経済水域」中では、「国連海洋法条約」)	3-(1)	
24	85	上囲み	「01 日本の領域と排他的経済水域」中、「主権国家は、自国の領土、領域、領空に対して権利も所有する。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「領域」)	3-(3)	
25	85	上囲み	「01 日本の領域と排他的経済水域」中、「排他的経済水域は447万km ² で世界6位の面積をもつ。」	不正確である。 (「排他的経済水域は447万km ² 」)	3-(1)	
26	85	下囲み	「02 日本の領土問題」中、「竹島(全体)及び「尖閣諸島」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「固有の領土である竹島や…尖閣諸島…を取り上げること。」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-115		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
27	85	下囲み	「02 日本の領土問題／竹島」中、「以来、警備員を常駐させるなど実効支配を続けている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹島の現況について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
28	85	下囲み	「02 日本の領土問題／北方領土」中、「1956年の日ソ共同宣言で、歯舞、色丹の2島を平和条約締結後に、日本に返還することで合意したが、いまだ実現していない。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土問題について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
29	86	1 - 2	クルド語を母国語とする	生徒にとって理解し難い表現である。 (「母国語」)	3-(3)	
30	94	側注3	国連が行う平和維持活動 (PKO) への日本の参加を規程。	誤りである。 (「規程」)	3-(1)	
31	95	上囲み	「01 戦後歴代内閣の9条の解釈／1972年 田中角栄内閣」中、「わが国に対する負担、不正の侵害の場合に限られるのであって、」	誤りである。 (「負担」)	3-(1)	
32	97	右上囲み	「03 増え続ける難民」中、「グラフ／世界の難民等の数」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「難民等の数」は、その大部分が難民であるかのように誤解するおそれがある。)	3-(3)	
33	97	下写真 cap.	天野之弥氏は2009年より、亡くなる2019年までIAEAの事務総長を務めた。	相互に矛盾している。 (同ページ「COLUMN 軍縮への取り組み」中、右3-4行目では、「国際原子力機関 (IAEA) の事務局長」)	3-(1)	
34	98	地図	日本国内にある在日米軍基地	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (在日米軍基地のすべてであるかのように誤解するおそれがある。)	3-(3)	
35	102	8 - 9	中国とは1972年の日中共同声明により国交が回復し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「回復」)	3-(3)	
36	105	側注3	アジア太平洋戦争	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-115		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
37	113	右下囲み	「04 自動化が進む仕事」中、「現在の仕事の47%は機械が行うようになるという論文が2013年にイギリスで発表され議論を呼んだ。レジ係りから、事務職、会計・監査、塗装工、仕立て屋	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (調査対象について)	3-(3)				
			まで、702の職種が自動化されると予想されている。」						
38	119	右上グラフ cap.	「各国賃金の男女格差」中、「データブック国際労比較2019」	脱字である。 (「国際労比較」)	3-(2)				
39	120	下囲み	「01 公務員の労働基本権」中、「国営企業の国家公務員」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国営企業の国家公務員」)	3-(3)				
40	141	1 - 2	老後30年間で2000万円の生活費が不足するとした報告書が金融庁から提出され波紋を呼んだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「提出され」)	3-(3)				
41	150	7 - 8	株式を取り引きする場が株式市場、社債、公債などを取り引きする場を総称して証券市場という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (証券市場について)	3-(3)				
42	152	13 - 14	預金準備操作、公定歩合操作などがある。	誤記である。 (「預金準備操作」)	3-(2)				
43	152	13 - 14	預金準備操作、公定歩合操作などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公定歩合操作の現在の名称について)	3-(3)				
44	152	側注1	準備預金率 (P. 151) を上げ下げし銀行の貸し出しに影響を与える金融政策。	誤記である。 (「準備預金率」)	3-(2)				
45	153	中囲み	「02 デフレとのたたかい」中、「物価を上昇させることで、消費を促す狙いがある」	生徒にとって理解し難い表現である。 (物価の上昇と消費との関係について)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-115		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
46	153	中囲み	「02 デフレとのたたかい」中、「マイナス金利は、銀行が日銀に預けた預金に対して年0.1%の手数料を取るものである。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マイナス金利が適用される範囲)	3-(3)	
47	153	下囲み	「03 金融ビッグバンで何が変わったか」中、「東京の金融、株式市場を国際的なものにするために1996年より始まった金融システム改革を金融ビッグバンという。…金利や株式売買手数料	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金利の自由化の時期について)	3-(3)	
			の自由化、…などが進められた。」			
48	162	29 - 31	そのほかに、北アメリカのNAFTA（北米自由貿易協定）、…などがある。及び、163ページ上囲み「01 世界の地域的経済統合」中、「NAFTA 北米自由貿易」	生徒が誤解するおそれのある表現、図である。 (162ページ「NAFTA（北米自由貿易協定）」、及び163ページ「NAFTA 北米自由貿易」)	3-(3)	
49	164	側注4	自国の民族の価値観や文化だけを優れたものと考え、他国、多民族のそれを否定したり、劣ったものと見なす態度や思想。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「自国の」)	3-(3)	
50	173	21 左	実は私たちのスマートフォンや	誤記である。 (「スマートフォン」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返		「現代の世界」	最新のものを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。 (「2019年10月1日現在」)	2-(11)				
2	表見返		世界地図「人あたり国民総所得」	脱字である。 (「人あたり」)	3-(2)				
3	表見返		世界地図「人あたり国民総所得」中、トルコの領域	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルコの領域について)	3-(3)				
4	表見返		ヨーロッパ拡大図中、イギリス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリス領域内の線引き)	3-(3)				
5	19	図3	「「善きサマリア人」」中、「(「マルコによる福音書」)」	不正確である。 (「マルコ」)	3-(1)				
6	19	下囲み	第一の掟は、これである。「イスラエルよ、聞け、私たちの神である主は、唯一の主である。心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くしてあなたの神である主を愛しなさい」。	不正確である。 (「マタイによる福音書」)	3-(1)				
			第二の掟は、これである。「隣人を自分のように愛しなさい」。この二つにまさる掟はほかにない。(『新約聖書』「マタイによる福音書」)						
7	27	右下囲み	「憲法十七条」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)				
8	38	写真2 cap.	クローン技術によって生まれた羊ドリーとその仔ポニー (1997 イギリス)	不正確である。 (「ポニー」, 「1997年」)	3-(1)				
9	50	図2	「ヘーゲルの考えた共同体」中、「倫理と法の最高の現れ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「倫理」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	52	右下囲み	「永劫回帰」中、「私たちはこの思想をその最もおそろべき形式で考えてみよう。すなわち、意味や目標はないが、しかし無のうちへの終局をもたずに、不可避免的に回帰しつつあるところの	不正確である。 (『ツァラトウストラはこう語った』)	3-(1)	
			、あるがままの生存、すなわち「永劫回帰」。これがニヒリズムの極限的形式である。すなわち、無が永遠に！… … (ニーチェ『ツァラトウストラはこう語った』)			
11	65	図3c ap.	「モンテスキュー」中、「フランスの啓蒙思想家であり、アメリカ合衆国憲法の特徴を三権分立と連邦制から説明した。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (モンテスキューとアメリカ合衆国憲法との関係について)	3-(3)	
12	84	表1	「こんにち主張されている新しい権利」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「環境権」, 「消費者の権利」)	3-(3)	
13	84	側注2	「情報公開法」中、「情報化社会では、国家がどのような個人情報を収集しているかを知り、場合によっては、訂正を求める必要がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (情報公開法の内容)	3-(3)	
14	84	図2	「情報公開請求の手続き」中、「情報公開・個人情報保護審査会→答申→請求者」	不正確である。 (「請求者」)	3-(1)	
15	94	上図	「イギリス」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解散」)	3-(3)	
16	94	下図	「フランス」	脱字である。 (司法・行政・立法)	3-(2)	
17	103	下囲み	フランス (女子) 1846年	誤りである。 (「1846年」)	3-(1)	
18	105	図4	「国会の組織」	不正確である。 (「参議院 定数248 (比例代表100, 選挙区148)」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
19	107	グラフ 3	「公務員の数と種類」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (一般職, 特別職の割合)	3-(3)				
20	108	下囲み	「#08 中央省庁改革」	不正確である。 (「1府22省」, 「1府12省」, 「内閣府内に」)	3-(1)				
21	111	14 - 18	私法に関しては, 自分の所有物を自由に扱うことができる所有権絶対の原則と, 誰と, どのような契約を結ぶかを自らの意思で決めることができる契約自由の原則が根幹にある。また, 私人	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (契約自由の原則と私的自治の原則の関係について)	3-(3)				
			間の関係には, 原則として, 公権力の介入が認められていない(私的自治の原則)。						
22	111	右中囲み	「公序良俗に反する契約」(本文19行目)についての側注「「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は, 無効とする」(90条)」	不正確である。 (「事項を目的とする」)	3-(1)				
23	117	右上グラフ	「外国人住民の比率の高い自治体」	相互に矛盾している。 (「法務省資料」, 「総務省資料」)	3-(1)				
24	118	図2	「国際法でいう国家の領域」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「(航行の自由など)」が示す範囲, 「(EZZ)」, 「(衛星)」)	3-(3)				
25	127	15 - 16	2017年にイラク国内の「イスラーム国(IS)」が及び, 133ページ右上囲み中, 「イスラーム国(IS)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イスラーム国が国家であると誤解するおそれ)	3-(3)				
26	132	側注1	「アルカイダ」中, 「1978年のソ連のアフガニスタン軍事侵攻に対抗するため」	不正確である。 (「1978年」)	3-(1)				
27	133	右上囲み	2003年, …国連の承認がないままイラクへ武力介入し, …原因の一つとなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国連の承認がないまま」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
28	133	右下囲み	「#18 内戦への介入の難しさ」中、アメリカ同時多発テロを契機にしたアメリカ中心の有志国連合によるアフガニスタン侵攻では、…	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アフガニスタン侵攻」)	3-(3)				
29	134	30 - 31 左	1969年、彼らはパレスチナ解放機構 (PLO) を結成し、	不正確である。 (「1969年」)	3-(1)				
30	137	9 - 11	この条約は締結国に、生存という根本的な権利が脅かされている難民の強制送還を禁じ (ノン・ルフールマンの原則)、	不正確である。 (ノン・ルフールマンの原則について)	3-(1)				
31	141	図3	沖縄にある米軍基地と訓練場	不正確である。 (軍事基地と訓練場の区域について)	3-(1)				
32	141	側注2	このなかに含まれるPKO協力は、国連の掲げるPKO参加五原則と違背するのではないかという指摘がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国連の掲げるPKO参加五原則」)	3-(3)				
33	145	囲み	「#21 経済生活と選択 消費者として」中、「成人年齢が18歳へ引き下げられたこととともない」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「18歳へ引き下げられた」)	3-(3)				
34	146	3 - 4 左	近代民法は、当事者の自由意志にもとづいて取り引きが行われることを前提とし	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「自由意志」)	3-(3)				
35	146	19 - 24 左	そこで2006年の消費者契約法改正により消費者団体訴訟制度が導入された。この制度を利用して消費者団体が消費者全体の利益のために、裁判で被害の回復を求めたり、不当勧誘行為や不当	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (消費者団体訴訟制度と消費者団体について)	3-(3)				
			条項の使用の差し止めができるようになった。						
36	146	下表	「クーリング-オフの期間」中、「根拠条項」	生徒にとって理解し難い表である。 (根拠条項で示される法律について)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
37	148	グラフ 1	「仕事を選択する際に重視する観点」中、「あまり重要でない」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （「あまり重要でない」）	3-(3)				
38	150	側注3	国富（国内の資産の残高）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国富の説明について）	3-(3)				
39	150	図1 cap.	「経済活動を示す指標」中、「固定資本減耗（固定資本のうち価格にされている分）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （固定資本減耗の説明について）	3-(3)				
40	151	図3	「おもな景気循環の種類」中、「好況」欄、「これらが最高に達する状態」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （好況の説明について）	3-(3)				
41	151	下囲み	「#23 GDPと付加価値」中、「小麦粉の価格40円分が含まれている。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「40円分」）	3-(3)				
42	151	下囲み	「#23 GDPと付加価値」中、「生産された財・サービス-原材料の価格＝（GDPで価値とよばれる）」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「生産された財・サービス」及び「（GDPで価値とよばれる）」）	3-(3)				
43	153	図1	「三つの経済主体」中、政府から家計への矢印の説明「賃金、社会保障 給与や公的サービス」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「賃金、…給与」）	3-(3)				
44	157	5 - 8 左	イギリスで18世紀後半に進んだ産業革命によって工業化が進展し、18世紀末の市民革命を通じて財産権（私有財産）が認められると、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （18世紀末の市民革命について）	3-(3)				
45	160	左中側注	「金融資産や負債の種類」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （株式の説明について）	3-(3)				
46	160	図2	「間接金融と直接金融」中、「株式・債券（配当金）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「（配当金）」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
47	161	16 - 17	通貨の量は、基本的に中央銀行が調整する。通貨量（マネーストック）が変化すると利子率が変化する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中央銀行の金融政策とマネーストックの関係について）	3-(3)				
48	162	13	地方政府（地方共同体）という構成になっている。	誤記である。 （「地方共同体」）	3-(2)				
49	162	側注3	「特別会計」中、「年金特別会計や社会資本整備事業特別会計など、2019年度には計13の特別会計があり」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「社会資本整備事業特別会計」）	3-(3)				
50	163	表2	「おもな税とその種類」中、表「◆国税」における「間接税」の欄、「所得税」	生徒にとって理解し難い表である。 （「所得税」）	3-(3)				
51	163	下囲み	「#27 赤字国債の発行と財政赤字」中、「日本では、第二次世界大戦後は公共事業を目的とした建設国債にかぎり発行が許されていた。1973年、第一次石油危機後の不況で税収が大きく減	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （戦後の赤字国債の発行時期について）	3-(3)				
			少し、財政特例法を制定して、財政赤字をまかなうための赤字国債（特例国債）を発行した。」						
52	163	グラフ 3	「一般会計税収と歳出歳総額、公債発行額の推移」	誤記である。 （「歳出歳総額」）	3-(2)				
53	167	下囲み	「#28 中小企業の新たな力」中、「1999年の改正中小企業基本法では、「新たな産業の創出」、「経済の活力の維持」などが法律の基本理念とされた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （改正中小企業基本法の基本理念の説明について）	3-(3)				
54	172	15 - 16	税金ではなく加入者からの社会保険料が収入源となる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （社会保険の収入源について）	3-(3)				
55	174	8 - 20	社会保険料は若い時から支払うが、…社会は急速に高齢化が進んでいる。これが社会保険の財政悪化の原因である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （賦課方式の具体例について）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

7 枚中 7 枚目

受理番号 102-116		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
56	177	4 - 5	カネやそのほかの金融資産の取り引き（国家間の貸し借り）に関する金融収支及び、176ページ側注「国家間のお金の貸し借り」	生徒にとって理解し難い表現である。（「国家間の貸し借り」）	3-(3)				
57	180	表3	「WTO（世界貿易機関）」中、「160か国・地域が加盟する世界最大の貿易協定」	不正確である。（「160か国・地域」）	3-(1)				
58	189	表4	「10～20年以内にAI等に代替される可能性がある仕事」	生徒が誤解するおそれのある表である。（調査対象について）	3-(3)				
59	189	グラフ5	「人工知能（AI）の利活用が望ましい分野」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
60	196	図2	「少産少死型と多産多死型の男女別年齢別人口」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)				
61	198	図10	「日本への仮想水（バーチャル・ウォーター）の品目別輸入量と国別輸入量」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)				
62	200	グラフ1	「出生数・死亡数と合計特殊出生率の推移」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)				
63	201	グラフ4	「主要国の高齢者人口の割合」	生徒にとって理解し難いグラフである。（グラフ中にある赤線が指す内容について）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返		「現代の世界」	最新のものを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。 (「2019年10月1日現在」)	2-(11)	
2	表見返		ヨーロッパ拡大図中、イギリス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリス領域内の線引き)	3-(3)	
3	13	6 - 7 右	変化することのない我という考えをを否定し、	誤記である。 (「考えをを」)	3-(2)	
4	14	上図	「Zoomあつぷ!② 日本の思想」中、「最澄 766/777~822」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「777」)	3-(3)	
5	14	上図	「Zoomあつぷ!② 日本の思想」中、「法華一条」	誤りである。 (「一条」)	3-(1)	
6	15	3 - 5 右	彼は身分制度を批判し、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」(『学問のすゝめ』)と天賦人権論を主張しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用)	3-(3)	
7	16	図3	部分的正義 報酬や名誉を功績に応じて配分	不正確である。 (「部分的正義」)	3-(1)	
8	18	16 右	理性によってもものごと認識することと考えました。	誤記である。 (「ものごと認識する」)	3-(2)	
9	26 折1	囲み3	いきすぎた焼き畑や家畜の放牧などよって、	誤記である。 (「などよって」)	3-(2)	
10	38 - 148		「第2部 よりよい社会の形成と参画」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(3)カ(キ)「情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身につけることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信な	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				どにも触れること。」					
11	41	側注3	権利能力	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (権利能力の説明ではない。)	3-(3)				
12	42	右下囲み	このよういったん結んだ契約は、相手がそれに同意しないかぎり、原則としてやめることはできません。	脱字である。 (「このよういったん」)	3-(2)				
13	43	左下囲み	「資料3」中、「民法では、契約を結ぶ際の当事者の意思表示について、錯誤があるとき…は無効にすることができますし、…」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「無効」)	3-(3)				
14	44 (折3)	左年表	「日本国憲法成立までのできごと」中、「1941 アジア・太平洋戦争(～1945)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アジア・太平洋戦争」)	3-(3)				
15	45	囲み2	「さまざまな課題」中、「③ハンセン病訴訟」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (説明文と写真が合致していない。)	3-(3)				
16	49	右上表	「■労働基本権／労働三権の保障と制限」中、「△＝共役締結権なし」及び、「団体交動権」	誤りである。 (「共役」、「団体交動」)	3-(1)				
17	49	左下	■参政権／国民として認められている権利 請願権	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本国憲法第16条で規定されている請願権が、日本国民だけに認められている権利であるかのように誤解する。)	3-(3)				
18	49	右下	「■請求権／憲法第17条により規定されている、…その救済を求める権利 請求権」中、「・犯罪などで無実の人が逮捕、拘束され、…補償を求める権利(刑事補償請求権)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (刑事補償請求権は憲法17条による規定ではない。)	3-(3)				
19	53	グラフ4	「サイバー犯罪の検挙率の推移」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「検挙率」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	53	グラフ 4	「サイバー犯罪の検挙率の推移」	不正確である。 (タテ軸の目盛り)	3-(1)	
21	55	右中囲 み	「Approach14 高校生の選挙活動」	生徒にとって理解し難い表現である。 (タイトルと記述内容が合致していない。)	3-(3)	
22	56	図2	「イギリスの政治制度のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解散」)	3-(3)	
23	57	図5	「アメリカの政治制度のしくみ」	生徒にとって理解し難い図である。 (行政から司法に向けられた矢印の説明がない。)	3-(3)	
24	58	図1	「国会の構成」中、「参議院/議員数 /242名, 選挙区/比例代表選出 1区 96名 選挙区選出 45区 146名」	不正確である。 (「242名」, 「96名」, 「146名」)	3-(1)	
25	60	図3	「内閣の組織」中、「*復興庁廃止ま では15人(最大18人)以内」	不正確である。 (現在の大臣数として不正確である。)	3-(1)	
26	61	6	課題を克服とするとところにあつたと思 えられます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「克服とするとところ」)	3-(3)	
27	64	8 - 9	裁判所はこの権限を、通常の事件の裁 判でも付随して行使することができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「通常の事件の裁判でも」)	3-(3)	
28	65	図3	「刑事事件の流れと裁判員裁判のよう す」中、「裁判員裁判のようす」	生徒にとって理解し難い図である。 (図の右側が切れている。)	3-(3)	
29	69	資料4	「模擬裁判の流れ」中、「2. 審判(法 定にて)」	誤りである。 (「法定にて」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	71	19 - 20	これら政府サービスを提供している都道府県は、法人事業税や法人住民税等を住民や法人に課しています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地方税の負担者について誤解するおそれがある。)	3-(3)				
31	72	図1	「地方自治のしくみ」中、「住民→副知事・市町村長などの解職請求→首長」	不正確である。 (「市町村長など」)	3-(1)				
32	72	図1	「地方自治のしくみ」中、「議決機関」から「執行機関」に向けられた矢印の説明「拒否権・解散権」	不正確である。 (拒否権・解散権を表す矢印)	3-(1)				
33	72	図1	「地方自治のしくみ」中、「執行機関／首長(知事…副知事 市町村長…副市町村長)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「執行機関」及び、「首長」)	3-(3)				
34	74	図1	「日本の選挙制度のしくみ」中、「参議院議員の定数は248人で、うち100人が比例代表選出議員、148人が選挙区選出議員です。」	不正確である。 (「248人」, 「100人」, 「148人」)	3-(1)				
35	76 - 77	17 - 1	2017年分の政治資金収支報告書によれば、政党交付金の配分対象となる政党は、…の9つです。 及び、76ページ資料2「おもな政党交付金(2019年, 総務省資料)」	相互の関連が適切でない。 (政党交付金の対象となる政党について)	2-(12)				
36	79	13	(「情報通信研究所調査」2017年)	不正確である。 (「情報通信研究所」)	3-(1)				
37	83	4 - 5	内閣総理大臣を議長とする安全保障会議と閣議で決定されます。	不正確である。 (「安全保障会議」)	3-(1)				
38	83	17 - 19	その後2014年, 安倍内閣は…日本の存立をおびやかすと明白に判断された場合に、「必要最小限度の実力」を行使することが憲法上可能であるとしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (集団的自衛権行使の要件について, 誤解するおそれがある。)	3-(3)				
39	83	側注1	「文民」中、「職業軍人(現職自衛官を含め)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	84	資料1	「朝鮮戦争」中、朝鮮半島の軍事境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)	
41	85	資料2	◆自衛のための装備に特化した日本の自衛隊は、「国権の発動たる戦争」の遂行はできず、違憲ではないという解釈です(「解釈改憲」)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解釈改憲」)	3-(3)	
42	85	右上写真 cap.	マルタ会談 冷戦の終結を発表するブッシュ大統領(第14代, 左)	誤りである。 (「第14代」)	3-(1)	
43	85	資料3	「国際法と自衛権」中、「日本が憲法上でもっと考えられている自衛権は「個別的自衛権」。「集団的自衛権」は他国と軍事行動を共にし、国外での武力攻撃等の可能性があるため、日本は	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (我が国の集団的自衛権について、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
			もっていない。しかしAとBの国際法上は両方の自衛権を有しているとも考えられる。」			
44	86	図1	「日本の戦後外交の経過」中、「1972 沖縄返還。日中国交回復(日中共同声明)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日中国交回復」)	3-(3)	
45	88	左中図	「北方領土」中、「千島列島 1951(昭和26年)(サンフランシスコ平和条約で破棄)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
46	88	左中図	「北方領土」中、「1855(安政2年)日露通好(日露和親)条約国境」	不正確である。 (「安政2年」)	3-(1)	
47	88 - 89	下囲み	「日本の領土にかかわる状況を知ろう」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「固有の領土である竹島や北方領土…尖閣諸島…を取り上げること。」)	2-(1)	
48	89	左囲み	第二次世界大戦後、韓国が竹島の実効支配を進めていきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹島の現況について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
49	89	左囲み	中国や台湾が領有を主張しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾」)	3-(3)	
50	90	上囲み	「事例 国民投票法」中、「総務省国民投票の仕組」のURL 及び、145ページ右上囲み「資料4 日本が地球規模課題の解決に貢献していくために必要なこと」中、「地球規模課題」有識者アンケート」のURL 及び、146ページ右上図「安全な水資源を利用できる人口の割合」中、「JICA HPより」のURL 及び、151ページ左下「<ヒントにしたSDGsの目標>」の「SDGs まちづくりアイデアコンテスト」のURL	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
51	97	図1	「経済史の流れ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「経済史の流れ」)	3-(3)	
52	98	資料1	「①きゅうりの月平均卸売価格」，及び「②沖縄の月別平均宿泊価格の推移(2017年)」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
53	99	資料4	「四大公害と環境政策の変遷」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「環境政策」)	3-(3)	
54	100	3 - 4	企業は私企業，公企業，混合企業に分類できます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「混合企業」)	3-(3)	
55	107	写真4 cap.	高さ574メートルを超えて建設がすすめられています。(東京都墨田区，2012年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東京スカイツリーの現状について)	3-(3)	
56	113	12 - 13	財政収支の赤字を補填するために，特例的に発行が認められた(1975年)特例国債があります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1975年」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
57	115	17 - 18	暗号通貨（仮想通貨）という、デジタルデータとして存在する実体のない通貨もあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「暗号通貨」）	3-(3)	
58	117	左中囲み	「資金調達：株式と債券の違い」中、「債権を購入した人は、満期日に債券に記載されている金額が戻ってきます。」	不正確である。 （「債権」）	3-(1)	
59	121	左中囲み	「SQ② 日会社と自分が結ぶ労働契約について、労働条件などを自由に決められるのでしょうか？」	誤植である。 （「日会社」）	3-(2)	
60	126	表2	「AIが代わりに行う可能性がある仕事」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （調査対象について）	3-(3)	
61	128	写真1 cap.	「旅券（パスポート）」中、「表紙をめくると…関係の書簡に要請する。…」と記されています。」	誤りである。 （「書簡」）	3-(1)	
62	129	13 - 14	国際連合は1946年に国際司法裁判所をオランダ・ハーグに設立しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1946年」）	3-(3)	
63	129	21	国際刑事裁判所規定	誤りである。 （「規定」）	3-(1)	
64	129	図3	「国際法でいう国家の領域」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「（航行の自由など）」が示す範囲）	3-(3)	
65	131	図3	「安保理の活動 手続き事項と実質事項」中、「安全保障理事会／常任理事国5か国…と常任理事国10か国で構成」	誤りである。 （「常任理事国10か国」）	3-(1)	
66	132	16 - 17 右	湾岸戦争（1990年）や、旧ユーゴスラビアの内戦（1991年）など、	不正確である。 （「1990年」、「1991年」）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
67	133	3 - 4 左	アメリカはアフガニスタン、次いでイラクへ報復攻撃を行い、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アメリカによるイラク攻撃について)	3-(3)	
68	138	資料1	「中国・タイ・日本をくらべよう」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「中国・タイ・日本をくらべよう」)	3-(3)	
69	139	資料3	「日本の貿易額、産業別GDP、製造業事業所数の推移」中、「日本の貿易額の推移」、 「日本の産業別GDPの推移」、 「製造業事業所数の推移」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
70	139	資料3	「日本の貿易額、産業別GDP、製造業事業所数の推移 (1958年を100とした時の指数)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「(1958年を100とした時の指数)」)	3-(3)	
71	141	15 - 16	アジア・太平洋地域では、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)とよばれる11か国によるEPAが発効し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (協定の名称について)	3-(3)	
72	144	資料1	「世界の貧困率」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (縦軸、横軸が示すものについて)	3-(3)	
73	154	グラフ ①	「最終エネルギー消費と実質GDPの推移」 及び、「②一次エネルギー国内供給の推移」 及び、「③一次エネルギーに占める	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
			電力の比率(電力比率)」 及び、155ページ「⑤2016年世界の二酸化炭素排出量(国別排出割合)」 及び、「⑥家庭用消費エネルギーの実態と認識」			
74	158	表	Murshidabad 4.740,149 1,168,283 (25%)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「4.740,149」)	3-(3)	
75	163		「統計グラフの見方 グラフの種類・基本構造」中、「④百分比グラフ(相関グラフ・度数分布グラフなど)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「百分比グラフ(相関グラフ・度数分布グラフなど)」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

9 枚中 9 枚目

受理番号 102-117	学校 高等学校	教科 公民	種目 公共	学年
--------------	---------	-------	-------	----

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
76	裏見返	下図	「地図から見る世界」中、「③人間開発指数」	生徒にとって理解し難い図である。 (南アフリカ)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-118		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 表見返	左中囲 み	「政治参加」中、「直近の国政選挙の投票率は53%」	不正確である。 (138ページグラフ1「国政選挙における投票率の推移」に照らして、不正確である。)	3-(1)	
2	22	13 - 14	自分はそれを知らないということを知っているという点で、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「知っている」)	3-(3)	
3	27	脚注1	集諦(しゅうたい)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「しゅうたい」)	3-(3)	
4	29	脚注1	人間の尊厳が考えることのうちあると説いた。	誤記である。 (「うちある」)	3-(2)	
5	54	18	憲法第13条では、表現の自由が定められている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「憲法第13条」)	3-(3)	
6	86	年表	「◆沖縄の基地問題」中、「1945 米軍が沖縄本島上陸(6月)」	不正確である。 (「6月」)	3-(1)	
7	86	図3	「沖縄の米軍基地」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
8	87	図7	「アジア地域における米軍の展開状況」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
9	90	図2 cap.	「刑事手続きの流れと人権保障」中、「規約人権委員会は…を勧告している。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「規約人権委員会」)	3-(3)	
10	99	図1	「情報公開制度のしくみ」	不正確である。 (「情報公開審査会—非開示の答申→請求者」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-118		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	104 - 105		「法の意義と役割」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(エ)「法や規範の意義及び役割」については、…法の役割の限界についても扱うこと。)	2-(1)	
12	110	図2	「衆議院と参議院の比較」中、「参議院/定数:248,選挙区と定数:比例代表(100)および選挙区(148)」及び、132ページ図5「日本の国政選挙制度のしくみ/参議院議員選挙の場合」cap.「**3年ごとに半数改選なので、全体の定数は248」	不正確である。 (「定数248」,「比例代表(100)および選挙区(148)」,「定数は248」)	3-(1)	
13	116	5 - 6 左	国家に対して連携して責任を負うため、	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本国憲法第66条③に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
14	118	図1	「日本の裁判制度(三審制)」右図下、「検察は捜査や公訴などをする権利を、対応関係にある裁判所が扱う事件で行使する。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「権利」)	3-(3)	
15	144	下囲み	「インフォメーション」中、「選挙の基本を知ろう 総務省」及び「明るい選挙推進協会」のURL	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
16	161	図	「持ち株の比率でかわる株主の権利」中、「1%=株主総会での議案提出ができる」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「議案提出ができる」)	3-(3)	
17	161	図	「持ち株の比率でかわる株主の権利」中、「50%=経営権取得・取締役選出ができる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「50%」)	3-(3)	
18	161	図	「持ち株の比率でかわる株主の権利」中、「2/3=株主総会での特別決議・取締役解任ができる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「取締役解任ができる」)	3-(3)	
19	179	3 - 9	安易な国債発行は財政危機を招いたり、インフレーションを引き起こしたりしたために、第二次世界大戦後、法律で厳しい制約が課せられた。国債を発行することができるのは、公共事業な	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦後の赤字国債の発行時期について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-118		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			どの費用をまかなう建設国債に限られている（財政法第4条）。しかし、1973年の第1次石油危機による不況によって税収が大幅に減ったため、経常的な経費をまかなうための赤字国債が			
			特例法によって1975年度に発行された（特例国債）。			
20	180	脚注2	「道路特定財源問題」中、「また、港湾整備・空港整備などの特別会計（社会資本整備特別会計）で整備が進められた公共事業についても見直しが進められている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（特別会計の名称及び、その現状について）	3-(3)	
21	185	図2	「都道府県別高齢化率の将来推計」	生徒にとって理解し難い図である。（将来推計の時期について）	3-(3)	
22	196	20 - 22	今後、TPPなどの自由貿易協定によって、農作物への関税は大幅に引き下げられることが予想され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（協定の略称について）	3-(3)	
23	196	グラフ 4	「主な国の食料自給率の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（「食料自給率」）	3-(3)	
24	204	1 - 2	また、契約を結んだあとでも、一定の期間内であれば契約を解消できるクーリング・オフ制度も定められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「解消」）	3-(3)	
25	207	3 - 8 左	契約が錯誤（勘違い）に基づいておこなわれた場合、…契約はそもそもはじめから「無効」である（民法…95条）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「無効」）	3-(3)	
26	207	23 - 25 右	また2022年4月から、成年年齢は20歳から18歳に引き下げられたことに注意すべきである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「2022年4月から、…18歳に引き下げられた」）	3-(3)	
27	208	表1	「労働三権の保障状況」中、「国営企業の国家公務員②」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国営企業の国家公務員」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-118		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	227	グラフ 3	「OECD諸国における女性の就業率と合計特殊出生率の関係」及び、同ページグラフ4「家族関係政府支出の現物給付率と合計特殊出生率の関係」	不正確である。 (合計特殊出生率の単位)	3-(1)	
29	234 - 235		「領土問題」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「固有の領土である竹島や北方領土…尖閣諸島を…取り上げること。」)	2-(1)	
30	235	5	相手国がそれぞれ実効支配している北方領土や竹島では、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土、竹島の現況について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
31	235	8 - 11	尖閣諸島(1895年の閣議決定によって編入)については、…こんにちでは日本が実効支配している。施政権返還後、中国が領有権を主張するようになった。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)カ(オ)「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在しないことなどを取り上げること。」)	2-(1)	
32	242	脚注1	「ベトナム戦争」中、「ベトナムは南北に分断された(1945年のジュネーブ協定)。」	不正確である。 (「1945年」)	3-(1)	
33	251	脚注3	「難民条約(1951年)」中、「迫害をおこなった本国への難民の送還を禁止するなどした条約」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「本国への難民の送還を禁止する」)	3-(3)	
34	253	図3	「旧ユーゴスラビアの民族分布」	不正確である。 (「マケドニア」(国名))	3-(1)	
35	263	表1	「国際収支の体系(単位:億円)」中、「経常収支 192.222」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「192.222」)	3-(3)	
36	276	16 - 17	TPP(環太平洋パートナーシップ協定)は、…11か国で「TPP11」として2017年に発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (協定の発行年について)	3-(3)	
37	裏見返	左中	「世界の結びつき 2019年10月現在」	最新のものをを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。 (「2019年10月現在」)	2-(11)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

5 枚中 5 枚目

受理番号 102-118	学校 高等学校	教科 公民	種目 公共	学年
--------------	---------	-------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
38	裏見返		「世界の結びつき」中、ブルガリア、ルーマニアの塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (ブルガリア及びルーマニアの塗色が、左下拡大図と相違している。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-119		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 2 表見返		「世界の結びつき 2019年10月現在」	最新のものを用いておらず，学習上の支障を生ずるおそれがある。 （「2019年10月現在」）	2-(11)				
2	1 表見返	2	「世界の結びつき」中，ルーマニア，ブルガリアの塗色	生徒にとって理解し難い表現である。 （左下拡大図との相違）	3-(3)				
3	33	2 - 4 左	自分の人生の主人公は自分だから，QOLの点から生きるに値しないと判断するときには尊厳死が認められるんだね。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本における尊厳死の法制化の現状について）	3-(3)				
4	35	側注2	「私はなにを知りうるのか（ク・セ・ジュ）」	不正確である。 （「ク・セ・ジュ」の日本語訳）	3-(1)				
5	52 - 53		法の意義と役割（全体）	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容の取扱い（3）カ（エ）「アの（ア）の「法や規範の意義及び役割」については，…法の役割の限界についても扱うこと。」）	1-(3)				
6	74	左下図	「沖縄の米軍基地」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
7	75	図	アジア地域における米軍の展開状況	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
8	80	図1	「裁判のしくみ」図下，「検察は捜査や公訴などをする権利を，対応関係にある裁判所が扱う事件で行使する。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「権利」）	3-(3)				
9	83	17 右	「裁判所」及び，145ページ右11行「各地の消費生活センター」及び，153ページcheck up「主な相談先」のURL	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは，発行者が管理するものでない。	2-(18)				
10	93	図3	3 衆議院議員と参議院議員の選挙のしくみ	不正確である。 （「全体の定数は248」）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-119		学校 高等学校		教科 公民		種目 公共		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	113	15 - 17 右	これは純粋な儲けではなく、機械設備の整備費（減価償却費）などがここから出ていきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「機械設備の整備費（減価償却費）」）	3-(3)				
12	123	8 右	社債などの債権は 及び、123ページ左下グラフ「リスクとリターンの関係例」中、「債権」	誤記である。（「債権」）	3-(2)				
13	123	グラフ	「リスクとリターンの関係例」	生徒にとって理解し難いグラフである。（横軸と縦軸の内容について）	3-(3)				
14	123	グラフ	「家計の金融資産構成の国際比較」	生徒にとって理解し難いグラフである。	3-(3)				
15	134	グラフ 2	「ジニ係数の国際比較」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（縦軸の単位）	3-(3)				
16	135	4 - 5	日本を含む11か国による環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（発効した協定の名称について）	3-(3)				
17	136	グラフ 3	「企業規模別の格差」	生徒にとって理解し難いグラフである。（青線の示す内容）	3-(3)				
18	138	グラフ 2	「主な国の食料自給率の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（「食料自給率」及び、計算方法について）	3-(3)				
19	139	下囲み	「時事NOTE 新たに農業を選ぶ人たち」中、「三好かやの・高倉なお・斉藤勝司『私、農家になりました。』」	誤記である。（「高倉なお」）	3-(2)				
20	141	5 - 7	消費者契約法では、事業者が不当な勧誘をおこなった場合、一定期間内での契約解除ができるようになった	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「契約解除」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-119		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	159	図2	「公的介護保険制度のしくみ」中、「介護の必要な高齢者」	不正確である。 (介護保険の対象者)	3-(1)	
22	169	表5	「国連主要人権条約一覧」中、「ICCローマ規定」	不正確である。 (「規定」)	3-(1)	
23	173	12 - 14	また、2011年にチュニジアではじまった反政府デモは、近隣諸国にも影響し、中東・北アフリカの民主化を進めたが(「アラブの春」)、エジプトでのクーデタやシリア内戦などによって停	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2011年」)	3-(3)	
			滞した。			
24	174	図2	「旧ユーゴスラビアの民族分布」	不正確である。 (「マケドニア」(国名))	3-(1)	
25	181	側注3	竹島や北方領土が相手国に実効支配されているなかで、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「実効支配」)	3-(3)	
26	194	12	国際経済の反映は望めない。	誤字である。 (「反映」)	3-(2)	
27	194	グラフ 2	「1日1.90ドル未満で生活する人々」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)	
28	195	側注5	ただし、開発援助供与国の平均値84%に対し、日本のそれは47%と低い数値となっている	生徒にとって理解し難い表現である。 (数値が指す内容について)	3-(3)	
29	197	表	「初等教育の識字率が低い国と若者の識字率」	生徒にとって理解し難い表である。 (数値の単位)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-119	学校 高等学校	教科 公民	種目 公共	学年
--------------	---------	-------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
30	197	左中図	「一人当たりGNIの国際比較」中、「中所得国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「中所得国」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。